資料３（最終版）

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（登録簿）

第３条　実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長ならびに市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

２　実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　前２項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他こ

れらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務

(4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係る個人情報取扱事務

４　実施機関は、第２項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第４条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実

施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（費用の負担）

第７条　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この条において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第８条　法第89条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

（審査会への諮問）

第９条　実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。第２号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条第１項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

（運用状況の公表）

第10条　市長は、毎年度１回、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（秋田市個人情報保護条例の廃止）

２　秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）は、廃止する。

（秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

３　次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項又は第10条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第１項に規定する旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた業務又は同項に規定する指定管理者が行った公の施設の管理の業務に従事していた者

４　この条例の施行の日前に旧条例第11条第１項、第２項もしくは第３項、第23条第１項もしくは第２項又は第30条第１項もしくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

５　附則第３項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

６　附則第３項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

７　この条例の施行前にした行為および附則第４項の規定によりなお従前

の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（秋田市災害対策基本条例の一部改正）

８　秋田市災害対策基本条例（平成24年秋田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第２条第２号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項」に改める。

（秋田市暴力団排除条例の一部改正）

９　秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第２条第１号に規定する実施機関（以下「実施機関」という」を「実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会ならびに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ」に、「同条第２号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項」に改める。

（秋田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

10　秋田市行政不服審査法施行条例（平成28年秋田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

法施行条例案修正箇所比較表

条	修正後 （個人情報保護委員会再修正後・ 法制担当審査後）	修正前	修正理由
－	題名 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例	題名 秋田市個人情報保護法施行条例	・秋田市の例規においての「法施行条例」を定める場合のルールに合わせるもの ・秋田市＋法律の正式名称＋法施行条例
1	（趣旨） 第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	修正なし
2	（定義） 第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。	（用語） 第２条　この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。	・見出しと規定の仕方を秋田市の例規ルールに合わせるもの。また、政令で定義された用語は、この条例では引用されていないことからその部分を削るもの
3	（登録簿） 第３条　実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者および消防長ならびに市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の記録項目 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項	（登録簿） 第３条　市の機関等（市の機関（議会を除く。）および市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。 (1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務の目的 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の記録項目 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項	・現行条例においても実施機関を定めていることと秋田市情報公開条例および秋田市公文書管理条例にも同様の規定があることから、同様に定めるもの 【個人情報保護委員会の回答】 条例において、地方公共団体の機関としての規律を受ける具体的な機関名を挙げて実施機関として定義を設けることは妨げられない。 ・法において「個人識別符号」が定義されているため、その用語を使用するもの ・帳簿は、作成した後にＨＰで公表しているため、実際の事務に合わせて規定するもの
		４　市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。	・公表について第１項で規定されるため、削るもの

法施行条例案修正箇所比較表

条	修正後 （個人情報保護委員会再修正後・ 法制担当審査後）	修正前	修正理由
3	２　実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。	３　市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。	・３条１項で「実施機関」を定義したため、規定を整備するもの ・事務の流れに合わせて、作成時期と変更の場合を先に記載するもの（２項と３項の入れ替え）
	３　前２項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。 (1) 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。） (2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務 (3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務 (4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報に係る個人情報取扱事務	２　前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。 (1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利、厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務 (2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務 (3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務 (4)刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報取扱事務	・３条１項で「実施機関」を定義したため、規定を整備するもの ・法の規定と同様の規定にするもの
	４　実施機関は、第２項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。		・廃止の場合の取扱いについて規定するもの
4	（開示請求書の記載事項） 第４条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。	（開示請求書の記載事項） 第５条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。	・個人情報保護委員会より条例イメージの修正があったため、修正するもの ・法の条文順（事務手続順）に条文を並び替えるもの

法施行条例案修正箇所比較表

条	修正後 （個人情報保護委員会再修正後・ 法制担当審査後）	修正前	修正理由
5	（開示決定等の期限） 第５条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。	（開示決定等の期限） 第６条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。 ２　前項の期間にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	・法の条文順（事務手続順）に条文を並び替えるもの ・３条１項で「実施機関」を定義したため、規定を整備するもの
6	（開示決定等の期限の特例） 第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨およびその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（開示決定等の期限の特例） 第７条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨およびその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	・法の条文順（事務手続順）に条文を並び替えるもの ・３条１項で「実施機関」を定義したため、規定を整備するもの

法施行条例案修正箇所比較表

条	修正後 （個人情報保護委員会再修正後・ 法制担当審査後）	修正前	修正理由
7	（費用の負担） 第７条　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この条において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。	（開示請求に係る手数料） 第４条　法第89条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。 ２　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。	・法の条文順（事務手続順）に条文を並び替えるもの ・無料であるため、額は不要であることから、規定を修正するもの ・写しの交付で統一するもの
8	（開示請求に係る手数料） 第８条　法第89条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。		
9	（審査会への諮問） 第９条　実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。第２号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条第１項に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合	（審査会への諮問） 第８条　市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合	・法の条文順（事務手続順）に条文を並び替えるもの ・変更の場合も含めるもの
10	（運用状況の公表） 第10条　市長は、毎年度１回、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。	（運用状況の公表） 第９条　市長は、毎年度１回市の機関等における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。	・１条加わったため、条ずれしたもの ・３条で「実施機関」を定義したため、規定を整備するもの
11	（委任） 第11条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。	（委任） 第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	・１条加わったため、条ずれしたもの

秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（個人情報取扱事務登録簿）

第２条　条例第３条第１項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿とする。

（文書又は図画の開示方法）

第３条　政令第23条の規定により文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該文書又は図画（法第87条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧

(2) 当該文書もしくは図画を電子複写機により用紙に複写したものの交付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

（電磁的記録の開示方法）

第４条　法第87条第１項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

（写しの交付に要する費用の額等）

第５条　条例第７条の市長が定める方法は、前条第２号および第３号の規定による交付その他市長が認める方法とする。

２　条例第７条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成および送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。

３　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

４　地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第１項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書１件につき１部とする。

（運用状況の公表）

第６条　条例第10条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。

（書類の提出等）

第７条　次の表の左欄に掲げる法、政令および条例の規定に基づく請求書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	法第77条第１項	保有個人情報開示請求書
(2)	法第82条第１項	保有個人情報開示決定通知書
(3)	法第82条第２項	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
(4)	条例第５条第２項	保有個人情報開示決定等期限延長通知書
(5)	条例第６条	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

(6)	法第85条第１項	他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書
(7)	法第85条第１項	開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書
(8)	法第86条第１項および第２項	保有個人情報の開示に関する意見照会書
(9)	法第86条第１項および第２項	保有個人情報の開示決定等に関する意見書
(10)	法第86条第３項	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書
(11)	政令第26条第１項	保有個人情報の開示の実施方法等申出書
(12)	法第91条第１項	保有個人情報訂正請求書
(13)	法第93条第１項	保有個人情報訂正決定通知書
(14)	法第93条第２項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
(15)	法第94条第２項	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書
(16)	法第95条	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書
(17)	法第96条第１項	他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書
(18)	法第96条第１項	訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書
(19)	法第97条	保有個人情報提供先への訂正決定通知書
(20)	法第99条第１項	保有個人情報利用停止請求書
(21)	法第101条第１項	保有個人情報利用停止決定通知書
(22)	法第101条第２項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(23)	法第102条第２項	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書
(24)	法第103条	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書
(25)	法第105条第３項において準用する同条第２項	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（秋田市個人情報保護条例施行規則の廃止）

２　秋田市個人情報保護条例施行規則（平成17年秋田市規則第７号）は、廃止する。

別表（第５条関係）

地方公共団体等行政文書の媒体	写しの交付の方法		金額
文書又は図画	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606およびＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置		写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10円を加えた額

	で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付		
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額

備考

１　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。

２　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。

３　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。

４　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。

法施行細則案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
－	題名 　秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則	題名 　秋田市個人情報保護法施行細則	・秋田市の例規においての「法施行細則」を定める場合のルールにあわせるもの ・秋田市＋法律の正式名称＋法施行細則
1	（趣旨） 第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）および秋田市個人情報保護法施行条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるものとする。	法施行条例の名称を変更したことに伴い、規定を修正するもの
2	（個人情報取扱事務登録簿） 第２条　条例第３条第１項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿とする。	（登録簿） 第２条　条例第３条第１項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿によるものとする。	見出しに登録簿の正式名称を記載するもの
3	（文書又は図画の開示方法） 第３条　政令第23条の規定により文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 当該文書又は図画（法第87条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧 (2) 当該文書もしくは図画を電子複写機により用紙に複写したものの交付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）	（文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示方法） 第８条　政令第23条の市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 当該文書又は図画（法第87条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧 (2) 当該文書又は図画を電子複写機による用紙に複写したものの交付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印刷紙に印画したものの交付 (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）	・第４条の見出し「電磁的記録の開示方法」に合わせ、見出しを修正し、かつ条文に内容をわかりやすく規定するもの ・規定を整備するもの

法施行細則案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
4	（電磁的記録の開示方法） 第４条　法第87条第１項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付 (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	（電磁的記録の開示方法） 第９条　法第87条第１項の市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付 (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	内容をわかりやすく規定するもの
5	（写しの交付に要する費用の額等） 第５条　条例第７条の市長が定める方法は、前条第２号および第３号の規定による交付その他市長が認める方法とする。 ２　条例第７条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成および送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。 ３　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 ４　地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第１項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書１件につき１部とする。	（写しの交付に要する費用の額等） 第20条　条例第４条第２項の市長が定める方法は、第９条第２号および第３号の規定による交付その他市長が認める方法とする。 ２　条例第４条第２項に規定する費用の額は、別表に定めるところによる。 ３　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 ４　地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第１項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書１件につき１部とする。	・法施行条例の条文の並び替えに合わせて修正するもの ・写しの交付に要する費用には、「作成＋送付に要する費用」であることを明記するもの ・地方公共団体等行政文書と明記するもの
6	（運用状況の公表） 第６条　条例第10条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。	（運用状況の公表） 第21条　条例第９条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。	・法施行条例の条文の並び替えに合わせて修正するもの

法施行細則案修正箇所比較表

<table>
<tr><th>条</th><th>修正後
（法制担当審査後）</th><th>修正前</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td>7</td>
<td>（書類の提出等）
第７条　次の表の左欄に掲げる法、政令および条例の規定に基づく請求書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

<table>
<tr><th>番号</th><th>左欄</th><th>右欄</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>法第77条第１項</td><td>保有個人情報開示請求書</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>法第82条第１項</td><td>保有個人情報開示決定通知書</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>法第82条第２項</td><td>保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>条例第５条第２項</td><td>保有個人情報開示決定等期限延長通知書</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>条例第６条</td><td>保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>法第85条第１項</td><td>他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>法第85条第１項</td><td>開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書</td></tr>
<tr><td>(8)</td><td>法第86条第１項および第２項</td><td>保有個人情報の開示に関する意見照会書</td></tr>
<tr><td>(9)</td><td>法第86条第１項および第２項</td><td>保有個人情報の開示決定等に関する意見書</td></tr>
<tr><td>(10)</td><td>法第86条第３項</td><td>反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書</td></tr>
<tr><td>(11)</td><td>政令第26条第１項</td><td>保有個人情報の開示の実施方法等申出書</td></tr>
<tr><td>(12)</td><td>法第91条第１項</td><td>保有個人情報訂正請求書</td></tr>
<tr><td>(13)</td><td>法第93条第１項</td><td>保有個人情報訂正決定通知書</td></tr>
<tr><td>(14)</td><td>法第93条第２項</td><td>保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書</td></tr>
<tr><td>(15)</td><td>法第94条第２項</td><td>保有個人情報訂正決定等期限延長通知書</td></tr>
<tr><td>(16)</td><td>法第95条</td><td>保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書</td></tr>
<tr><td>(17)</td><td>法第96条第１項</td><td>他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書</td></tr>
<tr><td>(18)</td><td>法第96条第１項</td><td>訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書</td></tr>
<tr><td>(19)</td><td>法第97条</td><td>保有個人情報提供先への訂正決定通知書</td></tr>
<tr><td>(20)</td><td>法第99条第１項</td><td>保有個人情報利用停止請求書</td></tr>
<tr><td>(21)</td><td>法第101条第１項</td><td>保有個人情報利用停止決定通知書</td></tr>
<tr><td>(22)</td><td>法第101条第２項</td><td>保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書</td></tr>
<tr><td>(23)</td><td>法第102条第２項</td><td>保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書</td></tr>
<tr><td>(24)</td><td>法第103条</td><td>保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書</td></tr>
<tr><td>(25)</td><td>法第105条第３項において準用する同条第２項</td><td>情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書</td></tr>
</table>
</td>
<td>（保有個人情報開示請求書）
第３条　法第77条第１項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書とする。
～
（保有個人情報の開示に関する意見照会書等）
第７条　法第86条第１項および第２項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合の書面による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書によるものとする。
２　法第86条第１項および第２項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書とする。
３　法第86条第３項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書とする。

（保有個人情報の開示の実施方法等申出書）
第10条　政令第26条第１項に規定する書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書とする。
～
（情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）
第19条　法第105条第２項の規定による諮問した旨の通知は、情報公開・
個人情報保護審査会諮問通知書によるものとする。</td>
<td>・他例規との整合を図り、様式の名称を一覧に修正したもの</td>
</tr>
</table>

法施行細則案修正箇所比較表

<table>
<tr><th>条</th><th>修正後
（法制担当審査後）</th><th>修正前</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>8</td><td>（委任）
第8条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</td><td>（委任）
第22条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</td><td>条ずれと規定を整備するもの</td></tr>
<tr><td>別表</td><td>別表（第５条関係）
<table>
<tr><th>地方公共団体等行政文書の媒体</th><th colspan="2">写しの交付の方法</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">文書又は図画</td><td rowspan="2">電子複写機により用紙に複写したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr>
<tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr>
<tr><td colspan="2">スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格×0606および×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格×6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10円を加えた額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電磁的記録</td><td rowspan="2">用紙に出力したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr>
<tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額</td></tr>
</table>
備考
１　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。
２　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。
３　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。
４　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。</td><td>別表（第20条関係）
<table>
<tr><th>地方公共団体等行政文書の媒体</th><th colspan="2">写しの交付の方法</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">文書又は図画</td><td rowspan="2">電子複写機により用紙に複写したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr>
<tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr>
<tr><td colspan="2">スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格×0606および×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格×6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10円を加えた額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電磁的記録</td><td rowspan="2">用紙に出力したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr>
<tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額</td></tr>
</table>
備考
１　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。
２　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。
３　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。
４　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とする。</td><td>・条ずれを修正するもの
・郵送の場合の納付方法を明記するもの</td></tr>
</table>

利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外（条例第６条第２項第６号）

	秋田市個人情報保護条例での類型	左記の理由	内容	改正法第69条第2項の第何号に当たるかおよび条文		備考
1	栄典、表彰等の選考を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正で円滑な遂行を困難にするおそれがある。 このため、実施機関が他の目的で収集した個人情報を収集したときとは異なる目的で利用又は提供することが必要な場合がある。	・総務課「秋田市功労者表彰に関する事務」 ・情報統計課「調査員表彰関係事務」 ・福祉総務課「厚生労働大臣表彰推薦事務」 ほか１４課所室事務	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付・栄典の授与等のために必要な場合（国事務ガイドより）
2	委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	委員や講師等の人選を行う場合には、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。 このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を実施機関以外の市の機関又は国等の機関に提供することが必要な場合がある。	・総務課「人権擁護委員の推薦に関する事務」 ・文書法制課「顧問弁護士の選任」 ・青少年センター「少年指導センター運営協議会委員委嘱事務」 ほか１９課所室事務	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
3	報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、公表することが社会通念上許容される範囲内であると認められる場合には、報道機関の取材に応じ、または、報道機関に発表することが必要な場合がある。	・総務課「秋田市功労者表彰に関する事務」 ・人事課「懲戒処分公表事務」 ・消防本部指令課「火災等の報道機関からの問合せ」 ほか１３課所室事務	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。（国事務ガイドより）
4	訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	市が訴訟の当事者であり、十分な主張・立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟をする要請との均衡を配慮しながら処理する必要があるため、事務の目的に関わらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。	・該当課所室「市が当事者である訴訟事務（資料提出）」	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	
5	児童生徒の指導に関し、自立支援関係機関と連携して、指導の充実を図るため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	深刻な問題行動を抱える児童生徒の指導に関しては、児童相談所や自立支援施設等と連携して指導の充実を図ることが必要であり、当該児童生徒の指導記録等の個人情報を、当該事務の目的以外の目的で提供することが必要な場合がある。	・学校教育課「児童生徒の指導に関する事務」	2 3 4	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
6	救急活動において、傷病者を救護するため、警察、保健所、福祉等との連携が必要で、本人に関する個人情報を提供する場合	救急活動において、精神疾患で自傷他害のおそれ等がある場合、警察、保健所との連携が不可欠であり、本人に関する個人情報を提供する必要がある。 また、傷病者の拒否など不搬送の場合、あるいは生活保護を受けている等関係機関へ連絡し事後処理依頼しなければならない事案に関し、本人に関する個人情報を提供する必要がある。	・消防本部救急課「救急隊の活動に関する事務」			四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
7	秋田県が行う脳卒中発症者通報事業に協力するため、秋田県に脳卒中発症者の情報を提供する場合	秋田県脳卒中発症者通報事業は、脳卒中予防対策および脳卒中医療の向上に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、脳卒中発症者の情報を秋田県に提供する。	・市立病院医事課「脳卒中発症者情報の通報事務」	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
8	秋田県が行う地域がん登録事業に協力するため、秋田県が委託する法人に全てのがんの患者情報を提供する場合	秋田県地域がん登録事業は、がんの罹患の実態を登録することにより、がん予防推進およびがん医療の向上を図るための重要な基礎資料とし、県民の健康増進に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、全てのがんの患者情報を秋田県が委託する法人に提供する。	・市立病院医事課「がん患者情報の報告事務」 ・H28年より、全国がん登録事業（がん登録等の推進に関する法律）に移行（義務化）	―	―	改正法第69条第１項が適用 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
9	児童生徒の非行および犯罪被害を防止するために、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供する場合	（仮称）秋田市立学校警察連絡連携制度に関する協定に基づき、一般的な情報交換による連携だけでなく、児童生徒の非行および犯罪被害等、具体的な事案に係る情報連携を行う場合に、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供することが必要とされる場合がある。	・学校教育課「秋田市立学校警察連絡連携制度事務」 ・犯罪被害、非行の未然防止のため、教育委員会と警察が事案の概要や児童生徒の情報を相互に提供する制度 （文部科学省と警察庁が協定締結を推奨） ・No.５に警察が含まれていないため、H28年度に類型追加 ・情報の内容：氏名、住所、学校生活の様子、家庭環境、交友関係等（事案の態様に応じて必要最小限の範囲）	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	

（利用および提供の制限）

第６条　実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当の理由があると認められるとき。

(5) 国等に保有個人情報を提供する場合において、事務の遂行上当該保有個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が秋田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があると認めるとき。

３　（略）

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改　正　案	現　行
第１条　（略）	第１条　（略）
（設置等）	（設置等）
第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。	第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。	(2) 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
(3) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。	(3) 個人情報保護条例第４条第２項第４号、第５条第２項第７号および第３項第２号、第６条第２項第６号、第７条第２号ならびに第11条第３項第５号の規定により実施機関に意見を述べること。
(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号）第９条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。	
２　（略）	２　（略）
（組織）	（組織）
第３条　審査会は、委員６人以内をもって組織する。	第３条　審査会は、委員８人以内をもって組織する。
第４条　（略）	第４条　（略）
（審査会の調査権限）	（審査会の調査権限）
第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下この条において「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定、個人情報保護法第93条各項の決定もしくは個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項の決定（第３項においてこれらの決定を「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。	第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護条例第17条各項の決定、個人情報保護条例第26条各項の決定もしくは個人情報保護条例第33条各項の決定（第３項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあった	２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めが

ときは、これを拒んではならない。	あったときは、これを拒んではならない。
３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
４　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	４　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
第６条～第８条　（略）	第６条～第８条　（略）
（提出資料の写しの送付等）	（提出資料の写しの送付等）
第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項もしくは第７条の規定による意見書もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。	第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項又は第７条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（調査審議手続の非公開）	（調査審議手続の非公開）
第10条　審査会の行う情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項および議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。	第10条　審査会の行う情報公開条例第17条および個人情報保護条例第36条の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。
（答申書の送付等）	（答申書の送付等）
第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は議会個人情報	第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は個人情報保護

保護条例第46条第１項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 （他の制度との調整） 第12条　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第５条第４項、第６条、第７条、第８条（同項および第６条第１項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第９条第２項、第３項（同条第２項の規定に係る部分に限る。）および第４項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。 第13条　（略）	条例第36条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 第12条　（略）

審査会条例案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
2	（設置等） 第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (3) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第　号）第９条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。	（設置等） 第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (3) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (4) 秋田市個人情報保護法施行条例第８条の規定による諮問に応じ調査審議すること。	・個人情報の保護に関する法律の略称を明記するもの ・議会個人情報保護条例の条ずれを修正するもの ・法施行条例の名称を変更したことに伴い、規定を修正するもの
3	（組織） 第３条　審査会は、委員６人以内をもって組織する。	（組織） 第３条　審査会は、委員６人以内をもって組織する。	修正なし

審査会条例案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
5	（審査会の調査権限） 第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下この条において「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定、個人情報保護法第93条各項の決定もしくは個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項の決定（第３項においてこれらの決定を「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。	（審査会の調査権限） 第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条、法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第45条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は法第82条各項もしくは議会個人情報保護条例第24条各項の決定、同法第93条各項もしくは議会個人情報保護条例第34条各項の決定もしくは同法第101条各項もしくは議会個人情報保護条例第41条各項の決定（第３項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。	・法律の略称を修正するもの ・秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例における「実施機関」に議会が含まれないため、議会を追記するもの ・国の条文イメージで示された「諮問庁」に修正するもの ・個人情報保護法の後に議会個人情報保護条例の規定を並び替え、議会個人情報保護条例の条ずれを修正するもの
	２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 ３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 ４　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 ３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 ４　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	・国の条文イメージで示された「諮問庁」に修正するもの

審査会条例案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
9	（提出資料の写しの送付等） 第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項もしくは第７条の規定による意見書もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 ２～４　（略）	（提出資料の写しの送付等） 第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項又は第７条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に　よる情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。 ２～４　（略）	・保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続においては、行政不服審査法の規定が準用され、その名称（主張書面）を明記するもの ・規定を整備するもの
10	（調査審議手続の非公開） 第10条　審査会の行う情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項および議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。	（調査審議手続の非公開） 第10条　審査会の行う情報公開条例第17条、法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。	・法律の略称を修正するもの ・議会個人情報保護条例の条ずれを修正するもの
11	（答申書の送付等） 第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	（答申書の送付等） 第11条　審査会は、情報公開条例第17条、法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	・議会個人情報保護条例の条ずれを修正するもの ・保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続においては、行政不服審査法の規定が準用されることに伴い、その手続規定で行政不服審査法と重複する部分は法が適用となるため削るもの

審査会条例案修正箇所比較表

条	修正後 （法制担当審査後）	修正前	修正理由
12	（他の制度との調整） 第12条　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第５条第４項、第６条、第７条、第８条（同項および第６条第１項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第９条第２項、第３項（同条第２項の規定に係る部分に限る。）および第４項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。		・保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続においては、行政不服審査法の規定が準用されることに伴い、その手続規定で行政不服審査法と重複する部分は法が適用となるため、調整規定を置くもの
13	（委任） 第13条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。	（委任） 第12条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。	条ずれを修正するもの

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（趣旨） 第１条　この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第13条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下　（略）	（趣旨） 第１条　この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第12条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下　（略）

（仮称）秋田市個人情報保護法施行条例の骨子案に関する意見募集について

令和５年４月１日から施行される個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、秋田市の個人情報保護制度は、現行の秋田市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）から法に基づく運用へと変わります。
そのため、法の施行に当たり必要な事項を規定する条例として、(仮称)秋田市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定します。
法では、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定していますが、地方公共団体では、法施行条例で開示請求の手数料等必要事項について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができるとされました。
そのため、法施行条例では、法が認める範囲で、現行条例の基本的理念を後退させることのないように必要な規定および独自の保護措置を定めます。
このたび、「秋田市個人情報保護法施行条例」の骨子案をまとめましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

１　公表する資料（パブリックコメントの対象）

秋田市個人情報保護法施行条例の骨子案

２　意見募集期間

令和４年９月２１日（水）から令和４年１０月１７日（月）まで

３　募集の対象者

・秋田市内に住んでいる方
・秋田市内で事業を営んでいる方
・秋田市内に通勤、通学している方
・秋田市が個人情報を保有している方

４　ご意見の提出方法

資料閲覧場所にある意見提出用紙に必要事項をご記入の上、意見提出箱へ投函するか、郵便、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかの方法で、秋田市文書法制課へお送りください。なお、電話など口頭での受付はいたしておりません。

提出先
(1)　郵送　　〒０１０－８５６０ 秋田市山王一丁目１－１
　　秋田市文書法制課　情報公開担当
(2)　ＦＡＸ　　０１８－８６３－７２８４
(3)　電子メール　ro-gndc@city.akita.lg.jp

５　ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、条例案への反映を検討するとともに、意見の概要等を後日公表いたします。なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※記入していただいた個人情報は、秋田市個人情報保護条例に基づいて適正に管理し、ご意見について確認が必要な場合にのみ使用します。結果を公表する際も、ご意見以外の内容は公表いたしません。

（仮称）秋田市個人情報保護法施行条例骨子案に対する意見と対応について

期間　　令和４年９月２１日（水）から令和４年１０月１７日（月）まで
意見数　２件

なお、以下で、個人情報の保護に関する法律は「法」、秋田市個人情報保護条例は「現行条例」、（仮称）秋田市個人情報保護法施行条例は「法施行条例」と表記します。

番号	意見等	市の考え方
1	(1) 個人情報の取扱が何について誰が何をしたか詳しく公表していて、それについての事務登録簿作成・公表や運用状況の公表でないと意味がない。 勝手に個人情報を使われているようだが、それについて使われている本人に連絡や公表がないにもかかわらず使われていることに不満と怒りを覚える。	現行条例の規定により、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合は、その事務の名称・目的・対象者の範囲等を記載した事務通知を作成し、公表しています。 法での作成義務はありませんが、市民等に対して各課所室が所管する事務を執行する上で、個人情報の収集、利用等を行い、保有する個人情報の目的等の概要を明らかにするため、法施行条例で定め、登録簿として引き続き作成・公表します。
	(2) 勝手に使われている個人情報、個人ファイル等において、すりかえやなりすましをして変える、又は、加工すると非識別加工情報にすると、利用しても良いという考え方はおかしいと思う。 そもそも盗聴撮犯罪や個人情報の漏えい犯、そもそも個人情報の搾取は犯罪だし、加工すると、個人が特定しづらければ利用できたり販売できたり取引できたりは詐欺罪、偽証罪、隠蔽罪、搾取罪、窃盗罪、盗聴撮罪、傷害罪なのになぜ勝手に利用できているのかが不満です。 また、個人情報保護の法律においても非識別加工情報、名なしなら、利用できたり運用できたり販売できたりもそもそもおかしい。	地方公共団体が保有する個人情報の保護については、令和５年４月１日から法が適用され、法の規定が全国的な共通ルールとなります。 本市においては、法が実施可能としている行政機関等匿名加工情報（個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する情報）に関する提案募集については、現時点では導入しないこととしております。

	(3) 個人情報取扱において、記録媒体にコピーや取扱者以外の利用等は漏えいと判断されるものなのにされていない、ずさんな監査、判断がされていると思う。 大学や企業、特にもの作り団体、著者業等のずさんな個人情報の利用に刑法通常逮捕が適用されるようにしてほしい。	個人情報保護制度は、法の規定が全国的な共通ルールとなり、国の個人情報保護委員会による監視を受けることとなります。 なお、本市での情報管理については、法の定めのもと必要かつ適切な措置を講じてまいります。
2	決定された法律について今更ながらパブリックコメントもないと思う。 意見を募るより内容を「広報あきた」で周知するのがベストではないか。 今後の方針の決定の前段階なら、パブリックコメントを実施する意味も理解できるが、決定事項をパブリックコメントするのは意味不明である。	地方公共団体が保有する個人情報の保護については、令和５年４月１日から法が適用されます。しかし、本市での法の適用に当たり、条例で定めなければいけない内容、条例で定めることが許容されている内容があり、それを法施行条例で定めようとするものです。 法施行条例の内容は、パブリックコメント実施時点では決定事項ではないことから、条例の骨子案について意見を公募したものです。 新たな個人情報保護制度の周知は、市議会定例会において法施行条例が議決された後に実施する予定です。

（案）　　資料　１２

令４情個審第　　号
令和４年１０月　　日

秋田市長　穂　積　　志　様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　柴　田　一　宏

秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議について（報告）

当審査会は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２８年秋田市条例第８号）第２条第２項の規定に基づき、令和４年７月１５日付け令４文法第１７９０号で依頼のあった件について、下記のとおり審議を行いましたので、その結果を報告します。

記

１　審議事項
「秋田市個人情報保護法施行条例の制定等」について

２　審議日程
令和４年８月１日（月）第２４回秋田市情報公開・個人情報保護審査会
同年９月１日（木）第２５回秋田市情報公開・個人情報保護審査会
同年１０月３１日（月）第２６回秋田市情報公開・個人情報保護審査会

３　審議の結果
次の審議事項の内容については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、許容される事項等が定められているほか、その他所要の規定の整備が行われており、適正であると認める。
(1)「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（附則による秋田市個人情報保護条例の廃止を含む。）（別紙１のとおり）
(2)「秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定（附則による秋田市個人情報保護条例施行規則の廃止を含む。）（別紙２のとおり）
(3)「秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（別紙３のとおり）

(4)　「秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則」の一部改正（別紙４のとおり）

(5)　利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外類型の見直し（別紙５のとおり）

(6)　「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」の設定（別紙６のとおり）

秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表

改　正　案	現　行
第１条および第２条　（略） （調査審議の原則） 第３条　審査会は、秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号）第17条に規定する諮問に応じて、同条例第11条の規定により実施機関が開示する旨又は開示しない旨を決定した公文書をもとに調査審議を行うものとする。 ２　審査会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項又は秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第１項に規定する諮問に応じて、個人情報保護法第83条第１項もしくは議会個人情報保護条例第26条第１項に規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第１項もしくは議会個人情報保護条例第36条第１項に規定する訂正決定等又は個人情報保護法第102条第１項もしくは議会個人情報保護条例第42条第１項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報をもとに調査審議を行うものとする。 以下　（略）	第１条および第２条　（略） （調査審議の原則） 第３条　審査会は、秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号）第17条に規定する諮問に応じて、同条例第11条の規定により実施機関が開示する旨又は開示しない旨を決定した公文書をもとに調査審議を行うものとする。 ２　審査会は、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第36条に規定する諮問に応じて、同条例第18条第１項に規定する開示決定等、第27条第１項に規定する訂正決定等又は第34条第１項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報をもとに調査審議を行うものとする。 以下　（略）